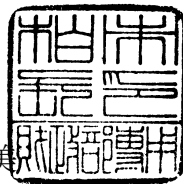


制限付き一般競争入札（事後審査・ダイレクト型）について（公告）

制限付き一般競争入札（事後審査・ダイレクト型）を次のとおり執行します。
なお、本工事は余裕期間を設定して実施する工事である。

令和 8 年 7 月 2 9 日

柏市長 太 田 和 美



1 案件概要

(1) 番号

工事 第 1 3 4 号

(2) 件名

名戸ケ谷小こどもルーム他 1 件空調設備改修工事

(3) 場所

柏市名戸ケ谷 4 7 4 - 1 名戸ケ谷小学校校舎内 他 1 箇所

(4) 概要

こどもルーム空調設備改修工事に係る工事一式

(5) 工期

全体工期：契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 8 日（金）まで

（実工期：令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 9 年 1 月 8 日（金）まで）

本工事は余裕期間（全体工期の始期から実工期の始期の前日までの期間をいう。
以下同じ。）を設定して実施する工事である。

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システム）

(7) 予定価格

落札者の決定後に公表

(8) 最低制限価格

落札者の決定後に公表

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札の日まで（総合評定値については公告の日）において、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 登録状況

- ア 管工事について、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- オ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。
- カ 柏市長と契約を締結した案件の工事検査通知書の評定点（以下「工事成績」という。）が、次に掲げるものに該当しないこと。なお、特定建設工事共同企業体が受けた工事成績は、各構成員が受けたものとみなす。
- （ア）開札の時以前3か月以内に通知を受けた工事成績で60点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については、65点未満）のもの
- （イ）開札の時以前2か月以内に通知を受けた工事成績で60点以上65点未満のもの
- キ 事業協同組合等が入札に参加をする場合、その構成員ではないこと。

(2) 所在

本店が柏市内にあること。ただし、本店は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと）。

(3) 許可

管工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

ただし、下請代金の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が5,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

(4) 総合評定値

ア 総合評定値（建設業法第27条の29第1項の総合評定値で、この公告の日において本市に登録されているものをいう。）が、管工事について、600点以上であること。

イ 契約の締結の日前1年7か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。

(5) 実績

官公庁等が平成28年度以降に発注した500万円以上の管工事（平成28年度以降に本市が発注した案件であって、当該工事成績が65点未満のものを除く。）について、元請として施工完了した実績があること。

(6) 技術者

ア 管工事について、建設業法第26条第2項の監理技術者又は同条第1項の主任技術者を配置すること。

イ 契約金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が4,500万円以上となる場合は、建設業法第27条の18第1項の監理技術者資格者証の交付を受けた者又は同法第26条第1項の主任技術者（下請金額の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者）を専任で配置すること。

ウ 建設業法第26条第3項第2号の監理技術者補佐を専任で配置する場合、監理技術者は2件まで兼任可能とする。

エ 余裕期間については、主任技術者等（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項第2号に規定する監理技術者補佐をいう。以下この号において同じ。）の設置を要しない。

オ 契約締結の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者等の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査通知書における日付）とする。

カ 配置する主任技術者等は、入札書の提出があった日において3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(7) 社会保険等の加入

健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していること。

3 設計図書等の閲覧

(1) 期間

この公告の日から開札の日の前日まで

(2) 方法

入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄での閲覧

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期限

令和8年8月4日（火）午後5時まで

(2) 質疑受付方法

質疑書様式（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「質疑書」に必要事項を入力したもの）により質疑を作成し以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。

(3) 質疑送信先メールアドレス（工事用）

shitsugi-k@city.kashiwa.chiba.jp

(4) 回答方法

令和8年8月7日（金）午前9時までに、入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「質疑書」欄に回答を掲載する。

5 入札書

暴力団排除に関する誓約事項（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「誓約事項」）を承諾のうえ、入札しなければならない。

(1) 送信期間

令和8年8月7日（金）午前10時から同年同月19日（水）午後3時まで

(2) 送信方法

内訳書及び調査票（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「内訳書及び調査票」に必要事項を入力したもの）を作成し、電子入札システムに添付して送信すること。

(3) 入力する入札金額

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 開札

(1) 日時

令和8年8月20日（木）午前9時40分

(2) 場所

本庁舎4階入札室

(3) 立会人

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

7 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、1回目の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、最低制限価格未満の価格の入札をした者又は本公告の2 入札参加資格の(1) 登録状況、(2) 所在、若しくは(4) 総合評定値のいずれかの要件を満たしていない者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期限日等は、電子入札システムの「再入札通知書」により通知する。

8 契約

(1) 社会保険等未加入建設業者との下請契約

落札者は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とは、原則として下請契約を締結してはならない。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額を納付すること（当該納付に代えて、保険会社、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証によることができる。）。ただし、税込み契約金額が200万円を超えるものに限る。

なお、契約保証の期間は余裕期間も含めるものとする。

(3) 前払金及び中間前払金

前払金は契約金額の4割に相当する額（10万円未満の額を切捨て）、中間前払金は契約金額の2割に相当する額（10万円未満の額を切捨て）を実工期の始期（令和8年10月1日）以後に請求をすることができる。ただし、税込み契約金額が200万円を超えるものに限る。

なお、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の6割の額（10万円未満の額を切捨て）を上限とする。

(4) 部分払

柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第160条の部分払の請求をすることができる。

(5) 建設業退職金共済に係る手続

建設業退職金共済証紙を購入し、その掛金収納書を提出すること（その他の退職金共済制度に加入している場合又は独自の退職金制度を保有している場合を除く。）。

(6) CORINS

一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）への登録は、全体工期で登録をすること（契約金額が500万円未満の案件を除く。）。

なお、技術者の従事期間は、実工期の期間で登録を行うものとする（余裕期間は除く。）。

(7) 契約の締結方法

本案件は、紙による契約締結のほか、電子契約による契約の締結を選択できるものとする。

電子契約を選択する場合は、入札時に電子契約利用申出書（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「電子契約利用申出書」に必要事項を入力したもの）を作成し、電子入札システムに添付して送信すること。なお、電子契約を選択しない場合は、紙の契約書により契約を締結する。

9 留意事項

(1) 無効な入札

入札参加資格のない者が行った入札、申請書若しくは入札書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の入札及び入札条件（柏市入札情報の「規程集」に掲載するもの）に違反した者の入札は無効とする。

(2) 事後審査型

本案件は事後審査型の制限付き一般競争入札であり、開札時に実績、配置技術者及び許認可等の適否を判断するため、開札により最低金額を提示した者であっても、落札者とならない場合がある。

(3) システム障害等

ア ちば電子調達システム等に障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

イ 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。

(4) 配置予定技術者等に関する誓約書の提出

配置予定技術者等に関する誓約書は、入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれているので、必要事項を記載・押印のうえ、スキャナーで読み取り、「内訳書及び調査票」等とともに1つの圧縮ファイルとしたものを電子入札システム「入札書」に添付して送信するか、又はファクシミリ（柏市契約課 04-7167-1210）により送信すること。

(5) 異議申立て

ア 入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 入札の執行は、本市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

(6) 柏市営繕工事週休2日促進工事

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事である。詳細については、現場説明書及び「柏市営繕工事週休2日促進工事实施要領」によるものとする。

(7) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

10 担当

(1) 発注部署

生涯学習部 アフタースクール課

(2) 監督部署

教育総務部 教育施設課

(3) 入札執行部署

財政部 契約課

住所 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1121 (直通)

柏市入札情報 柏市オフィシャルウェブサイト

(<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>) からリンクされるページ